

避難行動要支援者支援制度 地域での支援体制づくりマニュアル

◆避難行動要支援者への主な支援

災害発生時、地域で行っていただく支援には、おもに、①情報伝達、②安否確認、③避難支援 があります。避難行動要支援者(要支援者)の安全を確保するためには、要支援者それぞれの状況に応じた支援が必要となります。

災害時にこのような支援を迅速に行うためには、平常時から地域の避難行動要支援者を把握し、支援方法を話し合い、要支援者の連絡先や、親族等の緊急連絡先、避難時に配慮すべきこと等を確認しておくことが有効です。

①情報伝達

災害の発生や避難情報等が発令されたことを連絡します。

【例：目がみえにくい、耳が聞こえにくい等、情報入手が困難な要支援者】



②安否確認

災害時に、電話や個別訪問により安否確認を行います。

【例：特に地震発生後等に、要支援者の無事を確認】

③避難支援

自宅の損壊や避難情報等の発令により、自宅に留まることができない場合、一人暮らしや家族の支援のみでは避難が困難な要支援者に対して、避難所等安全な場所への移動を支援します。

【例：歩行が困難、歩けるが誘導が必要な要支援者】



全ての要支援者が避難所への誘導が必要なわけではありません。情報を入手できれば自力で動ける場合もあります。また、風水害で避難が必要となるのは、おもに「土砂災害警戒区域」や「洪水浸水想定区域」にお住まいの方です。

必要な支援や、危険区域に該当するか等は、要支援者名簿(台帳)を参照ください！

*「支援の必要な理由」欄 ⇒ 『見えにくい』『聞こえにくい』『移動困難』等

*「支援区分」欄 ⇒ 『声かけ・安否確認をしてほしい』『避難時の同行をしてほしい』等

*「該当危険区域」欄 ⇒ 『土砂災害』『浸水域』の有無

◆支援体制づくり

検討事項	ポイント
(ア) 地域で想定される災害	ハザードマップなどで確認してみましよう。 (近くに土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域はありますか?)
(イ) 支援体制	地域の実情に応じて、支援体制を考えてみましよう。
(ウ) 役割分担	みんなで協力し、できることから少しずつ。
(エ) 具体的な備え	マップの作成、連絡網の整備など。 (避難所の場所やルート等も確認しましよう。)

◆ (ア) 地域で想定される災害

地震による家屋の倒壊、風水害による浸水被害や土砂災害など、住んでいる地域により想定される被害は異なります。また、災害によって行う支援の内容も異なり、被災するリスクが高いエリアを想定して効率的な支援を検討することができます。

○ 検討事項の例

被害想定	必要な対応の例
地震で建物の倒壊や家具の転倒が想定される	下敷きになっていないか・けがをしていないかの安否確認、指定避難所等への安全な避難ルートの確認と避難支援
地震でライフラインの停止が想定される	特にマンション等集合住宅での要救助者の避難確認、在宅酸素等医療的支援が必要な人の病院への移動支援
道路の冠水が想定される	指定避難所等への迂回ルートの確認
浸水被害が想定される	情報伝達、避難所や建物の上階等への避難
土砂災害が想定される	



QRコード

ハザードマップさんだて要確認！

◆ (イ) 支援体制

避難行動要支援者への支援となる情報伝達、安否確認、避難支援を行うために、どのような体制がよいかを考えておくことが望めます。近隣関係、住居間の距離、地域の広さ等、地域の実情によって、いくつかのパターンが考えられます。

要支援者を支援する体制の例

① マンツーマン型

避難行動要支援者一人ひとりに個別に支援者を決めておきます。近隣のつながりが強い地域、隣保や班の区域が広く、隣家と離れている地域などで向いている形です。

② チーム型

複数人の避難行動要支援者をチーム（自主防災組織の一組織など）で支援する形です。自主防災組織のある地域や、これから立ち上げる地域で取り入れやすい形です。

③ 向こう三軒両隣

避難行動要支援者を向こう三軒両隣となる方が支援することとし、さらに必要な支援を地域で行う形です。人口の多い地域やニュータウンなどで向いている形です。

④ 状況対応型

地域で全住民の安否確認の方法を確立し、時間を問わずその場で対応できる人が、名簿や地図を元に要支援者の安否確認や避難支援を行う形です。



◆ (ウ) 役割分担

要支援者の支援は地域の取組ですので、区・自治会や自主防災組織がリードして進めていくことが望めます。しかし、特定の団体や役員だけで進めることはできません。みんなで協力し、できることから取り組む、という視点が必要です。

地域の各種団体に集まって、役割分担や災害時の動き等について話し合みましょう。

○各団体の役割の例（ひとつの事例です）

団体名	役割等
区・自治会	小規模な区・自治会は区長・自治会長が、大規模な区・自治会は防災担当役員を中心に、日頃から区域内の要支援者への避難支援について検討しておきます。災害時には、あらかじめ決めた支援体制により活動し、区域内の状況を集約します。
自主防災組織	組織内に要支援者の支援班を設置して、上記「区・自治会」の役割等を担います。
民生委員・児童委員	日頃から要支援者を支援していますが、受け持ち世帯数が多く、災害時に民生委員・児童委員だけで対応することは困難です。よって、日頃から区・自治会や自主防災組織の役員とともに要支援者を訪問するなど、避難支援の検討メンバーとして協力します。災害時には、避難支援への協力や、避難後のケアを担います。
消防団	災害時には団長の指揮命令により、基本的に災害現場活動を担います。日頃から要支援者への支援をどのように行うか、地域の支援関係者と話し合うなど、理解しておきます。
その他の団体	老人クラブなどの団体、防災リーダー（防災知識のある方）、学校（中高大学生等）、企業などが、地域内の防災活動へ自主的に参画していくことが望めます。

◆ (エ) 具体的な備え

①避難行動要支援者マップづくり

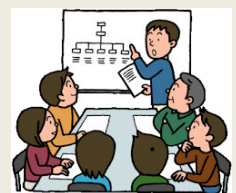
名簿の住所をもとに、地図に避難行動要支援者宅の位置を書き込みます。地図に、避難所、地域の役員（支援者）宅、危険箇所、避難ルート等も書き入れ、名簿とあわせて保管します。マップを作成しておくことで、災害時に、どの家に安否確認を行うべきかがすぐにわかります。

②連絡網の整備（避難情報の伝達）

各地域の役員の連絡網を活用し、避難情報等を伝達する連絡網を整備しておきます。避難情報等が発令された場合、市からさんだ防災・防犯メールやエリアメール、市ホームページなどでお知らせしますので、各組織内で伝達できるようにします。

③参集ルールの設定

災害時に②の情報伝達をした後、地域役員の参集ルールや、まずすべきこと等を設定しておきます。地域の拠点に参集後、指示者（防災委員など）が、要支援者への情報伝達や安否確認の指示、被害状況の集約等をおこない、報告しあえるような体制をつくります。



④防災訓練、避難訓練

地域での防災訓練や避難訓練の中で、要支援者の安否確認や避難所への誘導等を取り入れることで課題も見えます。また、訓練に参加した住民に要支援者の存在や支援について理解してもらうきっかけにしていけることができます。

～多くの地域で様々な取り組みが行われています～

○区・自治会役員、民生委員等で協働し、要支援者宅を訪問して状況確認

○防災訓練で、自主防災組織の役員が無事かどうかを確認

○隣近所で要支援者の安否確認を担う人を募り、要支援者の同意を得て、情報共有する

○ブロックごとにマップをつくり役員で共有 など

◆新しい避難情報（令和3年5月～）

警戒レベル	取るべき行動	市町村長が発令	気象庁が発表
5	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保	大雨特別警報 氾濫発生情報
4	危険な場所から 全員避難	避難指示	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 高潮特別警報・高潮警報
3	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	大雨警報・洪水警報 氾濫警戒情報
2	避難行動の確認	-	氾濫注意情報 大雨注意報・洪水注意報 高潮注意報
1	心構えを高める	-	早期注意情報(警報級の可能性)

◆避難情報の伝達方法

- ・ エリアメール、緊急速報メール
- ・ さんだ防災・防犯メール、ひょうご防災ネットアプリ
 ※ ぜひ登録をお願いします！⇒ sanda@bosai.net へ空メールを送信
 または QRコードから登録画面にアクセス！



- ・ 防災行政無線スピーカーによる放送
 ※ 内容をもう一度放送を聞きたい場合は、079-555-6821(自動応答電話)まで
- ・ ハニーFM (82.2MHz)
- ・ 三田市ホームページ (<https://www.city.sanda.lg.jp/>)
- ・ その他、テレビ、ラジオなど

◆「避難」って何すればいいの？

- ・ 「避難」とは「難」を「避」けることです。安全な場所に移動します。
- ・ 市が指定する「指定避難所」や「福祉避難所」などに行くことだけが避難ではありません。
- ・ 普段からどう行動するか、決めておきましょう。



三田市 危機管理課
 TEL 079-559-5057 (直通) FAX 079-559-1254
 メール kikikanri@city.sanda.lg.jp